三朝町スポーツ少年団「新型コロナウイルス感染症に対する活動基本方針」

- ・活動にあたっては、**『鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』**に従い、感染症対策を徹底して行ってください。
- ・緊急事態宣言対象地域及びまん延防止等重点措置対象地域への遠征は自粛してください。
- ・鳥取県が定める感染警戒地域(感染流行厳重警戒地域(IV)、感染流行警戒地域(II)、感染注意地域(II))への遠征は原則自粛してください。
- ・三朝中学校の部活動活動方針に合わせることを基本としますが、詳細については「鳥取県版新型コロナ警報」の発出区分により、以下のとおりとします。

【下表の区分は「**中部地区**」でコロナ警報が発出された場合の三朝町スポーツ少年団の活動基本方針を示しています】

	1 活動の範囲					2 公式大会等への参加		3 警戒情報
区分	(1)町内のみの 活動	(2)他町合同チームとの活動	(3)他市町団員 との練習	練習試合、 (4)警戒情報 以上地域	合同練習 (5)注意報 以下地域	(1)中国大会 以上	(2)県大会 以下	以上地域での活動
特別警報	0	×	×	×	×	0	×	×
警 報	0	×	×	×	×	0	Δ	×
警戒情報	0	Δ	Δ	×	×	0	Δ	×
注 意 報	0	0	0	×	0	0	0	×

【適用】

- …通常の活動と同様
- △ …各団で検討の上、十分注意して活動してください
- × …自粛をお願いします。

【補足事項】

	通常時(注意報も発出されていない状況)は、「注意報」の基準に準じて活動してください。
1-(2)	「他町合同チーム」とは、他町のスポ少チームと合同で活動、試合に出場している団(例:野球スポ少、サッカースポ少)
1-(3)	「他市町団員」とは、町外在住の児童で本町スポーツ少年団に所属している児童
1-(4), (5)	原則、「警報」発出時は自粛をお願いします。ただし、中国大会以上の大会への参加の場合、調整のための練習試合は、警戒情報地区外の相手チームとし、大会当日までの間に限ります。その際、十分な感染症対策を徹底してください。
2-(1)	大会出発前に「(1)参加者名簿(指導者、保護者等含む)、(2)行動予定表」を団本部へ提出してください。また、帰町後5日以内に「行動記録表」を団本部に提出し、大会参加後の対応については個別に団本部事務局へ御相談ください。
2-2	参加する場合は各団で十分に検討し、各競技団体及び主催者が規定する感染対策及び大会参加前後の健康観察を徹底してください。